

通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が不適切

7件 不当金額(支出) 1億2204万円

1 交付金事業等の概要

社会資本整備総合交付金(下水道)事業等は、河川事業又は下水道事業において、事業を行う上で支障となる通信線、配水管等の所有者である電気通信事業者又は水道事業者に対し、移設に要する費用を補償するものである。

事業主体は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(これらを「公共補償基準」)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(減価相当額)並びに既存公共施設等を売却することなどにより得るであろう処分利益及び発生材価格(処分利益等額)を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(復成価格)とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。

2 検査の結果

1県及び6市町において、補償費の算定に当たり、復成価格の算定や表計算ソフトへの残価率の入力を誤るなどして減価相当額を誤っていたり、処分利益等額を控除していなかったりなどしていたため、補償費が計3億2044万円過大に算定されていて、これらに係る交付金等相当額計1億2204万円が不当と認められる。

<事例1>

青森県は、二級河川^{あまだないがわ}天田内川総合流域防災工事による捷水路^(注1)の整備に伴い支障となる県道234号線沿いの架空線、道路下に埋設された通信線等の所有者である電気通信事業者に対し、これら通信線等の移設に要する費用の補償として計8285万円(交付対象事業費同額、交付金交付額計4142万円)を支払っている。

同県は、本件補償費の算定において、通信線等を建設するための費用から控除する減価相当額を、仮設の通信線等の材料費を基に算定するなどして計1446万円としていた。また、処分利益等額の一部を控除していなかった。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、既存の通信線等と同等の通信線等の復成価格に基づいて算定することとされていることから、仮設の通信線等の材料費を基に算定するのではなく、既存の通信線等と同等の通信線等の材料費、設置費、諸経費^(注2)等の建設費からなる復成価格に基づいて算定すべきであり、また、処分利益等額は、その全額を控除すべきであった。

したがって、既存の通信線等と同等の通信線等の復成価格を基に算定した減価相当額計2640万円及び処分利益等額全額を控除するなどして適正な補償費を算定すると6367万円となる。このため、本件補償費8285万円は、これに比べて1917万円(これに係る交付金相当額958万円)過大となっていた。

(注1) 捷水路 ^{しょうすいろう} 河川が大きく曲がりくねって水の流れにくい部分を直線化して、下流に流しやすくするために付け替えた人工水路

(注2) 諸経費 工事価格を構成する間接工事費及び一般管理費等をいう。

<事例2>

佐伯市は、平成29、30両年度に藤原地区枝線整備工事による下水道の整備に伴い支障となる配水管等の所有者である佐伯市水道事業者に対し、配水管等の移設に要する費用の補償として3814万円(交付対象事業費3462万円、交付金交付額1731万円)を支払っている。

同市は、本件補償費の算定において、水道事業者と移設補償に関する協定を締結しており、同協定に基づくな

どして、復成価格を移設に当たり使用する配水管等の主材料費及び設置労務費から算定した額917万円とし、これに基づいて配水管等を建設するための費用から控除する減価相当額を790万円と算定するなどしていた。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格に基づいて算定することとされていることから、移設に当たり使用する配水管等の主材料費及び設置労務費のみから算定するのではなく、既存の配水管等と同等の配水管等の材料費、設置労務費、諸経費等の建設費からなる復成価格に基づいて算定すべきであった。

したがって、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格を基に算定した減価相当額2574万円を控除するなどして適正な補償費を算定すると1218万円となり、本件補償費3814万円は、これに比べて2595万円(これに係る交付金相当額1171万円)過大となっていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額	摘 要
青森県	青森県	防災・安全 交付金(河 川)	平成 25～ 28	円 8285万 (8285万)	円 4142万	円 1917万 (1917万)	円 958万	減価相当額及 び処分利益等 額を誤ってい たもの(通信 線等)
三重県	度会郡 玉城町	社会資本整 備総合交付 金(下水道)、 (効果促進)	25、 26	3738万 (3738万)	1869万	1137万 (1137万)	568万	減価相当額を 誤っていたも の(配水管等)
山口県	下関市	防災・安全 交付金(下 水道)	28、 29	3044万 (3044万)	1522万	244万 (244万)	122万	減価相当額を 誤っていたも の(通信線等)
大分県	中津市	水質保全下 水道事業費 補助、社会 資本整備総 合交付金 (下水道)	21、 23～ 30	3億2531万 (2億1033万)	1億0516万	1億4542万 (9223万)	4611万	減価相当額を 誤るなどして いたもの(配 水管等)
同	佐伯市	社会資本整 備総合交付 金(下水道)、 防災・安全 交付金(同)	26～ 30	2億5384万 (2億1083万)	1億0541万	1億3107万 (1億0870万)	5435万	同
同	津久見 市	未普及解消 下水道事業 費補助、社 会資本整備 総合交付金 (下水道)、 (効果促進)	21～ 23、 27～ 30	1402万 (1363万)	681万	495万 (484万)	242万	同
同	豊後高 田市	未普及解消 下水道事業 費補助、社 会資本整備 総合交付金 (下水道)	22、 25～ 27	1002万 (904万)	452万	598万 (529万)	264万	同
計	7事業 主体			7億5388万 (5億9452万)	2億9726万	3億2044万 (2億4408万)	1億2204万	